○財務省令第五十六号

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第一条第二項の規定に基づき、石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令

石油ガス税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の石油ガス税法施行規則第一条第一項及び第三項の規定は、この省令の施行の日以後に同条第一項の規定により提出する申請書又は同条第三項の規定により提出する書面について適用し、同日前に改正前の石油ガス税法施行規則第一条第一項の規定により提出した申請書又は同条第三項の規定により提出した書面については、なお従前の例による。

○財務省令第五十七号

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）第四条の規定に基づき、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に同項の規定により提出する申立書について適用し、同日前に改正前の遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第三条第一項の規定により提出した申立書については、なお従前の例による。

○財務省令第五十八号

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「含む。以下この号」を「含む。以下この章」に改め、「という。）」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等）」を加える。

第十条第一項第一号中「名称及び納税地」を「名称（代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。）、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改め、同条第四項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改める。

第十一条第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地」に、「住所等」を「住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改め、同条第四項第一号イ中「及び納税地」を「、納税地」に、「住所等）」を「住所等。イにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改め、同項第二号イ中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改める。

第十三条第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び納税地）」に改め、同条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）」に改め、同条第三項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び納税地）」に改める。

第十四条第一号中「及び住所等」を「、住所等及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等）」に改める。

第十五条第一項第一号及び第二項第一号、第十七条第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号並びに第四項第一号イ及び第二号イ並びに第十七条の二第一号イ及び第二号イ中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改める。

第二十条第一項中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改め、同項第一号中「次項並びに」を「以下この条」に、「及び納税地」を「、納税地」に、「住所等。次条及び第二十二条において同じ。）」を「住所等。以下この号及び次条並びに第二十二条において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改める。

第二十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第二十二条第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改める。

第二十三条第一項第二号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所、個人番号」に、「並びに相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）」を加え、同項第四号中「按分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第六十三条第二項ただし書の方法により同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち同条第二項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。